

# みらい證券の株主コミュニティ取引 約款・規定集

第1章 株主コミュニティ取引約款	1
第1節 株主コミュニティ取引	
第2節 金銭の受渡方法	
第3節 有価証券取引(注文の受注)	
第4節 報告・連絡	
第5節 解約・変更	
第6節 内部者登録制度	
第7節 雜則	
第2章 保護預り約款	4
(付表) 当社の個人情報保護方針	5

みらい證券株式会社

## 第1章 株主コミュニティ取引約款

### 第1節 株主コミュニティ取引

#### 第1条 (約款の趣旨)

この約款は、株主コミュニティ銘柄の取引について、お客様とみらい證券株式会社(以下「当社」といいます。)との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

#### 第2条 (定義)

株主コミュニティとは、非上場の企業等の株式を売買したり、その株式の発行により資金を集める仕組みです。

#### 第3条 (株主コミュニティ取引の利用)

お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引、及びサービスをご利用いただけます。

- ① 第2章に定める保護預り取引
- ② 第1章に定める金銭の受渡方法
- ③ 第1章に定める有価証券取引
- ④ 第1章に定める報告・連絡

#### 第4条 (申込方法等)

お客様は、当社所定の方法により、あらかじめ、以下の書類を当社の本・支店又は営業所に提出することによって、株主コミュニティ取引を申込むものとし、かつ、当社が承諾した場合に限り株主コミュニティ取引を開始することができます。

- ① 当社所定の口座申込書
- ② 当社所定の本人確認書類
- ③ 当社所定の株主コミュニティ参加申込書

#### 第5条 (総合届出印鑑)

お客様は、株主コミュニティ取引開始時に総合印鑑届を届出いただきます。ただし、すでにその届出がされている場合には、その印影が届出印鑑となりますので、改めてお届けいただく必要はありません。なお、すでに当社に開設されているすべての口座及び今後開設されるすべての口座についてもこの印影を当社への届出印鑑として取り扱わせていただきます。

#### 第6条 (印鑑照合等)

本契約口座についての総合届出印鑑、届出住所、氏名等の照合は、第4条の申込書に押捺された印影及び記載された住所・氏名等をもって届出印鑑、住所、氏名とします。

### 第2節 金銭の受渡方法

#### 第7条 (入金の取扱い)

お客様より有価証券のご購入代金等を受入れる場合、当社は銀行振込等でのみ受入れるものとします。

#### 第8条 (金銭の振込によるお支払い)

- (1) 金銭の振込によるお支払いは「金銭の振込先指定方式」によるものとします。
- (2) 「金銭の振込先指定方式」とは、お客様の当社における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭(以下「金銭」といいます。)を、お客様のあらかじめ指定する預金口座(以下「指定預金口座」といいます。)に振り込む方式をいいます。
- (3) お客様は所定の手続きにより、振込先の指定預金口座をあらかじめ指定していただくものとします。
  - ① 指定預金口座は当社の口座名義と同一としてください。
  - ② すでに当社に振込先の預金口座をお届出になっている場合においても、本条に基づいて指定された口座を指定預金口座として取扱わせていただきます。
- (4) 指定預金口座の変更是下記によりおこなうものとします。
  - ① 指定預金口座を変更されるときは、当社所定の用紙によって届出いただきます。
  - ② 変更申し込み受け付後の取扱いは、上記(3)に準じておこなうものとします。
- (5) 振込の受渡精算方法の指示は、お客様からその都度、本条に基づく振込みをするのか、その他の受渡精算方法によるのかを口頭、書面等でご指示いただきます。なお、上記のご指示を受けたとき当社は所定の申込書等によりお客様ご自身からの指示であることを確認することができます。
- (6) 振込にかかる手数料は、お客様にご負担していただきます。
- (7) 本条に基づき振込をする場合には、その都度の受領書の受け入れは不要といたします。

#### 第9条 (免責)

当社が所定の書類に押捺された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて金銭を返還した場合は、かかる返還に関して生じた損害については、当社は一切その責任を負いません。

### 第3節 有価証券取引(注文の受注)

#### 第10条 (協会規則及び株主コミュニティ銘柄の取扱要領の適用)

株主コミュニティ銘柄の取引(以下、「株主コミュニティ取引」といいます)によるご注文は、日本証券業協会の定める規則(以下、「協会規則」といいます)及び当社株主コミュニティ銘柄の取扱要領に基づき受託いたします。

#### 第11条 (前受金等)

- (1) 有価証券の売買等のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部、有価証券の全部(以下、「前受金等」といいます)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- (2) 前記(1)でお預けいただいた有価証券のうち株券については原則本人名義に限ります。
- (3) 前受金等を全額お預けいただいている場合は当社の定める受渡日までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
- (4) 上記(1).(2).(3)以外の取引については、当社の定めるところによります。

#### 第12条 (受注できない場合)

- (1) お客様から、有価証券をお預りする場合は、原則として、本人名義に限り、真贋及び事故証券でないことを確認させていただきます。確認の結果、事故証券であったときは、当該有価証券をお預りしたり、売却等のご注文をお受けしたりすることは出来ません。
- (2) 募集又は売出しに係る有価証券の買付のご注文をいただいたときは、事前に当該有価証券の目論見書等を受領されていることを当社所定の方法により確認さ

させていただきます。目論見書等の受領の確認が出来なかつたときは、ご注文はお受けできません。  
(3) 上記(1)、(2)の場合以外にも、当社がご注文をお受けするのが適當ではないと判断したときは、ご注文をお受けしない場合があります。

#### 第13条（注文内容の明示）

- (1) 有価証券の売買等のご注文の際は、売買の種類、銘柄、売り買いの別、数量、価格、注文の有効期限等、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかつたときは、ご注文の執行が出来ない場合があります。
- (2) 当社が必要と判断したときは、委託注文書をご提出いただく場合があります。

#### 第4節 報告・連絡

##### 第14条（取引報告書）

当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第37条の4の規定に基づく「契約締結時交付書面」として、取引報告書(以下「取引報告書」といいます。)を遅滞なく、お客様に交付いたします(郵送又は「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です)。

##### 第15条（取引残高報告書等）

- (1) 当社は内閣府令第98条等の規定に基づき、四半期に1回以上、期間内のお取引内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に送付又はお渡しいたします。お取引がない場合は、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行います。
- (2) 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)である場合であつて、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。
- (3) 取引残高報告書をお渡した後、15日以内にご連絡がなかつたときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、取引残高報告書を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。
- (4) 当社が届出のあつた名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかつたときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (5) 当社からの報告書や連絡内容等、お取引に関する事項でご不審な点があるときは、すみやかに当社にご連絡ください。

#### 第5節 解約・変更

##### 第16条（取引の解約事由）

各契約は、以下の事由に該当したときに解約されるものといたします。

- ① お客様が当社所定の方法により解約をお申出になったとき
- ② お客様が手数料を支払わないとき
- ③ お客様が本約款に違反したとき
- ④ お客様が本約款の変更に同意なさらないとき
- ⑤ 保護預り証券等の残高がない場合
- ⑥ 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間をおいて解約を申出たとき
- ⑦ 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなつたとき、又は当該業務を終了したとき
- ⑧ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
- ⑨ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行ひ、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- ⑩ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく、本人確認ができない場合
- ⑪ やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき

##### 第17条（解約時の取扱い）

- (1) 前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。
- (2) 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行つたうえ、売却代金等の返還を行います。

#### 第18条（変更・喪失手続）

- (1) 各サービス、取引等に関する申込書等の記載事項や届出事項等に変更がある場合は、当社所定の方法によりお取引店にお届出ください。
- (2) 印章を失つたとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、その他の届出事項に変更があつたときは、直ちに当社所定の方法によりお手続ください。この場合、「印鑑証明書」、「登記簿謄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。
- (3) 本条に関するお届出があつた場合は、当社は相当の手続きを完了した後でなければ保護預り証券及びお預り金の返還等、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 第2項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもつて届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。

#### 第19条（約款の変更）

本約款・規定集は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。

- ① 改定の内容が、お客様の従来の権利を制限したり新たな義務を課すことになる場合には、その内容を通知させていただきます。
- ② この約款・規定集による取引等に際しての種々の手続きその他当社の定める事項は、当社本・支店又は営業所の店頭に備え置いてお客様にお知らせいたします。
- ③ 本約款・規定集の条項中、当社から諾否の回答期限を定めて変更の申入れがあつた場合において、お客様が所定の期間中に異議の申し出をしなかつたときは、その変更に同意していただいたものとさせていただきます。

#### 第6節 内部者登録制度

##### 第20条（内部者登録制度の趣旨）

日本証券業協会にて定める「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(自主規制規則)に基づく内部者登録制度において、当社と取引を行うお客様が内部者である場合の取扱いを定めることを目的とするものです。

##### 第21条（内部者届出等の提出）

お客様が内部者にあたる場合は、当社所定の届出を提出するものとします。

## **第22条（内部者の定義）**

内部者とは、次に掲げるいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 上場会社等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役(以下「役員」といいます。)
- ② 上場会社等の親会社又は主な子会社の役員
- ③ ①及び②の役員でなくなった後1年以内の方
- ④ 上場会社等の役員の配偶者及び同居者
- ⑤ 上場会社等の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある方
- ⑥ 上場会社等の使用人その他の従業者のうち上場会社に係る業務等に関する重要事実(以下、「重要事実」といいます。)を知り得る可能性の高い部署に所属する方
- ⑦ 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業員のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある方
- ⑧ 上場会社の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する方
- ⑨ 上場会社等の親会社又は主な子会社
- ⑩ 上場会社等の大株主

## **第23条（内部者届出事項の変更）**

お客様が当社に届出された内部者の内容に変更がある場合は、当社所定の方法により速やかにお届出ください。

## **第24条（内部者届出がない場合等の免責）**

前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、お客様に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

## **第25条（内部者個人データの第三者提供に関する同意）**

お客様は、当社が内部者として登録されたお客様の情報を照合することを目的としてお客様の個人データ(氏名、生年月日、郵便番号)を日本証券業協会と本邦金融商品取引所が共同で設立する『内部者情報システム』に提供することがあることに同意するものとします。

## **第7節 雜 則**

### **第26条（免責事項）**

当社は次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第18条第2項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした有価証券又は金銭を返還、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があつた場合に生じた損害
- ③ 当社が、第2節第8条(5)により金銭を指定預金口座へ振り込んだ場合
- ④ 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は印影がお届出の印鑑と相違するためにお預りした有価証券又は金銭を返還しなかつた場合に生じた損害
- ⑤ お預り当初から、保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があつたことにより生じた損害
- ⑥ 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭もしくは有価証券の授受等が遅延し、又は不能となつた場合
- ⑦ 電信又は郵便の誤謬、遅延等当社の責に帰すことのできない事由が生じた場合
- ⑧ 第27条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

### **第27条（緊急処置）**

店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

### **第28条（保護預り約款等の適用）**

この株主コミュニティ取引約款に定めのない事項については保護預り約款等、他の約款・規定が適用されるものとします。

## 第2章 保護預り約款

### 第1条（この約款の趣旨）

この約款は、当社とお客様との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定めるものです。

### 第2条（保護預り証券）

この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

### 第3条（保護預り証券の保管方法及び保管場所）

当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って、当社の責任において安全確実に保管します。(ただし、当社の指定する保管機関等に再寄託して保管する場合があります。)

### 第4条（当社への届出事項）

- (1) 当社所定の書類に押捺された印影及び記載された住所・氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日等とします。
- (2) お客様が、法律により株券等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「外国人登録証明書」等の書類をご提出願うことがあります。

### 第5条（保護預り証券の口座処理）

保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。

### 第6条（お客様への連絡事項）

- (1) 残高照合のためのご報告は第1章総合取引約款第15条(取引残高報告書等)によりお客様にお知らせします。
- (2) 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかつたときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (3) その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社にご連絡ください。

### 第7条（受領書の交付）

- (1) 当社は、お客様より手持ちの有価証券等の寄託を受ける場合、受領書を交付します。
- (2) 受領書を受取らないで、当社の役職員(外務員を含みます)に有価証券等を保護預りとして、お預けにならないでください。

### 第8条（保護預り証券の返還）

保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の保護預り有価証券払戻請求書に所要事項を記載のうえ届出印を押捺して提出してください。

### 第9条（保護預り証券の返還に準ずる取扱い）

当社は、保護預り証券を売却される場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があつるものとして取扱います。

### 第10条（届出事項の変更手続き）

第1章総合取引約款第19条(変更・喪失手続)の規程よりお手続きください。

### 第11条（契約期間等及び保護預り管理料）

- (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとします。
- (2) この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。
- (3) 当社は、口座を設定したときは、その設定時に所定の料金をいただきます。

### 第12条（解約及び解約時の取扱い）

- (1) 解約は、第1章総合取引約款第17条(取引の解約事由)の規程より契約は解約されます。
- (2) 解約時の取扱いは、第1章総合取引約款第18条(解約時の取扱)により保護預り証券及び金銭の返還等を行います。

### 第13条（公示催告等の調査等の免除）

当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

### 第14条（免責事項）

第1章総合取引約款第26条(免責事項)によって生じた損害については、その責を負いません。

### 第15条（この約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

## 当社の個人情報保護方針

平成 17 年 3 月制定  
平成 28 年 8 月最終改定  
みらい證券株式会社

みらい證券株式会社及びその役員と当社業務に従事する全ての者は、個人情報の保護に関する法律、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、関係諸法令及び監督当局のガイドラインなどを遵守し、以下の基本方針を定めます。

- 個人番号を含む個人情報(以下「個人情報等」といいます。)は、法令に則って取得し、その内容は、正確・最新となるよう努めます。
- 個人情報等の利用は、利用目的の範囲を超えては行いません。特に個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取り扱います。また、第三者への個人情報等の開示・提供は、法令に基づきその開示が義務付けられるなどの正当な理由がない限り、本人の承諾なしに行いません。
- 個人情報等の流出、不正利用などを防止するために、役員と当社業務に従事する全ての者への教育を徹底します。また、管理・点検の責任者を任命し、適正な管理体制を整備します。
- 個人情報等を外部委託先に取り扱わせる場合には、その委託先においても個人情報等の保護が図られているかについて、責任を持って監督します。
- 個人情報等については、本人の求めにより、開示・訂正・利用停止などを法令に則り行います。この場合、所定の費用を頂戴する事があります。

なお、個人情報等の利用目的など個人情報に関するお問い合わせは、当社個人情報保護事務局にご連絡ください。

### 個人情報の利用目的について

当社は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、お客様の個人情報について、次の事業内容及び利用目的の達成に必要な範囲において、お取り扱いいたします。なお、金融商品取引業等に関する内閣府令等により、政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう。)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報その他の特別な非公開情報は、適切な業者の運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

### 事業内容

証券業務(有価証券の売買業務、有価証券の売買の取次ぎ業務等)及び証券業務に付随する業務  
その他金融商品取引業者が行う事ができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む。)

### 利用目的

- 当社の金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘、販売、サービスの案内を行うため
- 当社又は関連会社、提携会社の金融商品の加入・販売サービスの案内を行うため
- 適合性の原則等に照らした商品、サービスの提供の妥当性を判断するため
- お客様ご本人であること又はご本人の代理人であることを確認するため
- お客様に対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため
- お客様との取引に関する事務を行うため
- お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提供事務」に限り利用いたします。

なお、法令により、機微情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的では利用・第三者提供いたしません。

### 個人情報の管理

当社は、個人情報について、不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等の予防並びに是正に努め、厳正な管理の下で安全に処理・保管します。

外部委託をしている主な業務

当社は、業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報を外部委託先に取扱わせている主な業務には以下のものがあります。

お客様にお送りするための書面の印刷もしくは発送業務

情報システムの運用・保守に関する業務

業務に関する帳簿書類を保管する業務

### 個人情報の適正な取得について

当社は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、お客様の個人情報について、お客様のプライバシーに配慮したうえで、当社の事業及び利用目的の達成に必要な範囲において、下記の通りお取り扱いいたします。

#### 記

- 当社は、偽りその他不正の手段によりお客様の個人情報を取得いたしません。
- 当社は、第三者から個人情報を取得するに際しては、ご本人の利益を不当に侵害しません。また、個人情報の不正取得等の不正な行為を行っている第三者から、その情報が漏えいされた個人情報であること等を知ったうえで情報を取得いたしません。
- 当社は、以下の方法によりお客様の個人情報を取得する事があります。
  - データベースサービス事業者等の第三者からの取得
  - 音声の録音、画像の録画、電子メールの受信等による取得
  - 官報、新聞、雑誌、インターネット等に掲載された情報からの取得
- 当社が取得する個人情報の主な取得元には以下のものがあります。
  - 口座開設申込書や実施するアンケート等に、お客様に直接ご記入いただいた情報
  - 会社四季報、役員四季報など市販の書籍に記載された情報や、新聞やインターネットで公表された情報
  - 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

以上

